

## 第4回専門部会での主な意見と新制度・改定条例への反映について

- ・第4回専門部会で頂いた意見のうち、「街づくりプロジェクト」「まちの将来像（ビジョン）」等に関する内容に関する主な意見を抜粋し、改定条例・施行規則への反映考え方を整理

項目	主な意見	改定条例・施行規則への反映の考え方
<b>街づくりプロジェクト</b>		
活動認定の要件	・認定要件として「空間の魅力を高める」とあるが、「空間」はわかりにくい。	→条例7条 ・「空間」は使わず記載
活動認定の方法	・活動認定をする場合、毎回審査会に諮る予定か。	→条例7条 ・毎回審査会に諮ることはせず認定する。
活動の認定/登録、登録期間	・活動を認定すると自動的に登録される仕組みか。 ・登録期間は3年か。	→条例7条、施行規則5条 ・登録期間は3年とし、その間、活動報告等提出してもらう。 ・活動を認定する際の提出書類にて登録される。
<b>まちの将来像（ビジョン）</b>		
ビジョンの名称	・都市マスへ位置付けることを前提にした名称にすべき	→「まちビジョン」を予定
ビジョンの要件	・市民にとって、ビジョン作成の目的は市民活動の活性化・持続化ではないか。ビジョンの要件として都市マスとの整合は重要ではない。	→条例11条5項 市民向けには、パンフ等で対応。条例上は要件として記載。
ビジョンの作成メンバー	・市内の大学生の発想をビジョンに結びつけられないか。	→条例11条1項 ・ビジョン作成は、市民等が参加する街づくり交流会等から始めるプロセスを条例に記載。メンバーについては運用とする。
対象区域	・条例にどこまで記載するのか。規則等で記載するのか。	→条例11条5項にて記載。
都市マスへの位置づけ方法	・都市マスの関係性がわかりにくい。位置づけるとはどういうことか。条例に記載するのか ・ビジョンを作成した場合は、市長がこれを全市的な街づくりの考慮の中に組み入れることとする等は記載してもよいのではないか。	→条例前文

項目	主な意見	改定条例・施行規則への 反映の考え方
<b>その他</b>		
条例の前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例改正の趣旨等は、市が認識していることを記載すればよいのではないか。</li> <li>・情報共有・公開の理念を前文に記載してもよいのではないか。</li> </ul>	→条例前文 資料3参照
市の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材紹介等の市の支援が活動の発展・継続に有効であるため、是非お願いしたい。</li> </ul>	→条例17条～21条、施行規則14条 <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定している支援「人材・ノウハウ提供」、「場・機会の提供」、「情報発信」については、条例又は規則で記載。</li> </ul>
審議会委員の人数等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学識者の人数をあまり記載しすぎない方がよい。また、市民活動に携わる人が委員となる工夫が必要である。</li> </ul>	→条例35条 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員数の上限は変更しないが、委員の属性による割合については引き続き検討。</li> </ul>
既存の制度の取扱い（街づくり市民団体等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街づくり市民団体は、団体としての登録は廃止されることだが、既存団体の手続きはどうする予定か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区街づくり団体及街づくり市民団体については団体登録制度を廃止する。</li> <li>・活動中の団体については、活動を街づくりプロジェクトとして認定し、引き続き支援していく。</li> <li>・地区街づくりプラン及び街づくり推進地区については経過規程とし、その旨を附則に記載する。</li> </ul>